

今後の加工食品の原料原産地表示制度（案） について

平成28年10月5日
消費者庁・農林水産省

1 義務表示の対象となる加工食品及び原材料

全ての加工食品について、重量割合上位1位の原料の原産地を義務表示の対象とする。

《義務表示の対象となる加工食品》

- 国内で製造し、又は加工した全ての加工食品を義務表示の対象とする。

なお、現行の食品表示基準に則して、以下の場合、原料原産地表示は要しないこととする。

- ・ 食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合
- ・ 不特定又は多数の者に対して譲渡(販売を除く)する場合
- ・ 容器包装に入れずに販売する場合

また、容器包装の表示可能面積がおおむね30cm²以下の加工食品にあつては、現行のとおり原料原産地表示を省略することができることとする。

《義務表示の対象となる原材料（対象原材料）》

- 事業者の実行可能性を勘案し、製品に占める重量割合が上位1位の原材料を義務表示の対象とする。
- 冠表示については、ガイドラインにより表示を普及する。

(表示例)

名 称	緑茶（清涼飲料水）
原材料名	緑茶（日本）

名 称	あじの開き
原材料名	ニシマアジ（オランダ）、食塩

名 称	カレー
原材料名	牛肉（オーストラリア）、チーズ、ソテー・ド・オニオン、野菜・果実（バナナ、しょうが、プルーン、にんにく）、小麦粉、エリンギ、砂糖、ブランデー、ビーフブイヨン、カレー粉、トマトペースト、食塩、ローストオニオンペースト（牛脂、玉ねぎ）、香辛料、カカオマス、酵母エキスパウダー

※添加物は省略。

名 称	ロースハム
原材料名	豚ロース肉（アメリカ）、還元水あめ、大豆たん白、食塩、乳たん白、卵たん白、豚コラーゲン、砂糖

※添加物は省略。

名 称	トマトケチャップ
原材料名	トマト（アメリカ、スペイン、チリ）、糖類（ぶどう糖果糖液糖、砂糖）、醸造酢、食塩、たまねぎ、香辛料

2 義務表示の方法（国別重量順表示）

国別重量順表示を原則とする。ただし、国別重量順表示が難しい場合には、消費者の誤認を防止するための方法を明確にした上で、例外の表示を認める。

《国別重量順表示の方法》

- 対象原材料の産地について、国別に重量の割合の高いものから順に国名を表示することを原則とする。
- 原産国が3か国以上ある場合は、3か国目以降を「その他」と表示することができる。
※現行の22食品群の表示方法と同様。

《国別重量順表示の例外》

- ただし、事業者の実行可能性を勘案し、過去実績等を踏まえた可能性表示、大括り表示を一定の条件下で認めるとともに、中間加工原材料についての表示は、当該中間加工原材料の製造地表示を認めることとし、その具体的内容は以下のとおり。

（国別重量順表示）

名 称	ポークソーセージ
原材料名	豚肉（カナダ、アメリカ）、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料、

※添加物は省略。

名 称	小麦粉
原材料名	小麦（アメリカ、カナダ）

（「その他」を用いた表示）

名 称	ポークソーセージ
原材料名	豚肉（カナダ、アメリカ、その他）、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料

※添加物は省略。

名 称	小麦粉
原材料名	小麦（アメリカ、カナダ、その他）

3 義務表示の方法（例外1：可能性表示）

例外1

国別重量順表示を行った場合に容器包装の変更が生じると見込まれる場合には、過去実績等を踏まえた表示（以下「可能性表示」という。）を行うことができる。

《可能性表示とは》

- 使用可能性のある複数国を、使用が見込まれる重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示できる。
※原則として、過去の取扱い実績に基づき表示する。
- 原産国が3か国以上ある場合は、3か国目以降を「その他」と表示することができる。

《認める条件》

- 対象原材料の過去一定期間における国別使用実績又は使用計画（新商品等の場合には今後一定期間の予定）からみて、「2 義務表示の方法（国別重量順表示）」での国別重量順表示を行おうとした場合には、産地切替えなどのたびに容器包装の変更が生じ、国別重量順の表示が困難であると見込まれる場合に認める。
- ただし、消費者の誤認が生じないよう、過去の使用実績等に基づく表示であることを原産国の表示とともに容器包装に注意書きする。

（外国の産地を「又は」でつないで表示）

名 称	ポークソーセージ
原材料名	豚肉（カナダ又はアメリカ）、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料

※豚肉の産地は、平成〇年の取扱実績順

※添加物は省略。

名 称	こいくちしょうゆ
原材料名	大豆（アメリカ又はカナダ又はブラジル）、小麦、食塩

※大豆の産地は、平成〇年から2年間の取扱実績順

※添加物は省略。

（「その他」を用いた表示）

名 称	ポークソーセージ
原材料名	豚肉（カナダ又はアメリカ又はその他）、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料

※豚肉の産地は、平成〇年までの使用予定の順に基づき表示

※添加物は省略。

（外国産と国産を「又は」でつないで表示）

名 称	ポークソーセージ
原材料名	豚肉（アメリカ又は国産）、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料

※豚肉の産地は、平成〇年の取扱実績順

※添加物は省略。

4 義務表示の方法（例外2：大括り表示）

例外2

国別重量順表示を行った場合に、3以上の外国の産地表示に関して容器包装の変更が生じると見込まれる場合には、「大括り表示」を行うことができる。

《大括り表示とは》

- 3以上の外国を「輸入」と括って表示できる。
- 輸入品と国産を混合して使用する場合、輸入品（合計）と国産との間で、重量の割合の高いものから順に表示する。

《認める条件》

- 対象原材料の過去一定期間における国別使用実績又は使用計画（新商品等の場合には今後一定期間の予定）からみて、「2 義務表示の方法（国別重量順表示）」での国別重量順表示を行おうとした場合には、3以上の外国の産地表示に関して、産地切替えなどのたびに容器包装の変更が生じ、国別重量順の表示が困難であると見込まれる場合に認める。

（外国産のみ使用）

名 称	ロースハム
原材料名	豚ロース肉（輸入）、糖類（水あめ、砂糖）、食塩

※添加物は省略。

名 称	こいくちしょうゆ
原材料名	大豆（輸入）、小麦、食塩

※添加物は省略。

（国産と外国産を混合して使用）

名 称	ロースハム
原材料名	豚ロース肉（国産、輸入）、糖類（水あめ、砂糖）、食塩

※添加物は省略。

名 称	こいくちしょうゆ
原材料名	大豆（輸入、国産）、小麦、食塩

※添加物は省略。

5 義務表示の方法（例外3：大括り表示＋可能性表示）

例外3

「大括り表示」を用いても容器包装の変更が生じると見込まれる場合のみ、「大括り表示＋可能性表示」を行うことができる。

《大括り表示＋可能性表示とは》

- 3以上の外国を「輸入」と括って表示できる。
- その上で、「輸入」と「国産」を、使用が見込まれる重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示できる。
※原則として、過去の取扱い実績に基づき表示する。

《認める条件》

- 対象原材料の過去一定期間における国別使用実績又は使用計画（新商品等の場合には今後一定期間の予定）からみて、大括り表示を行おうとした場合には、産地切替えなどのたびに容器包装の変更が生じ、大括り表示のみでは表示が困難であると見込まれる場合に認める。
- ただし、消費者の誤認が生じないように、過去の使用実績等に基づく表示であることを原産地の表示とともに容器包装に注意書きする。

（表示例）

名 称	ポークソーセージ
原材料名	豚肉（輸入又は国産）、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料

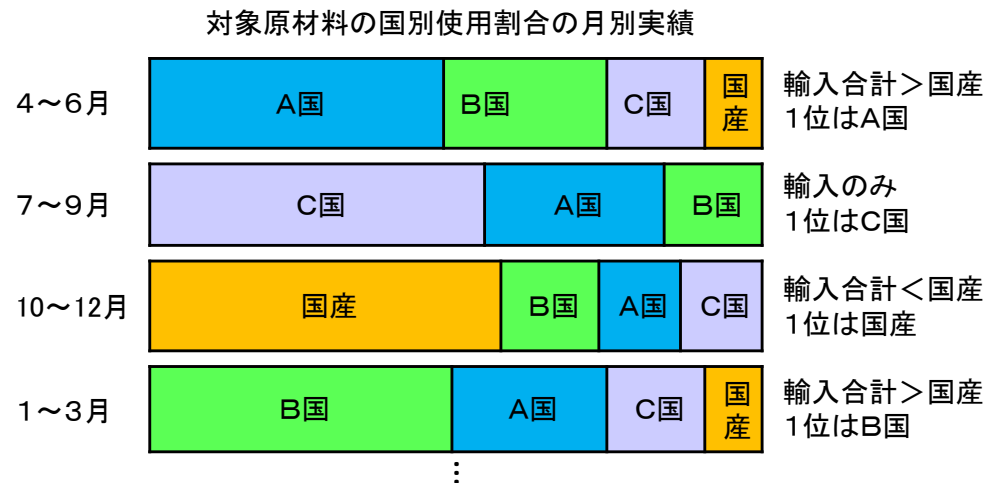
※豚肉の産地は、平成〇年の取扱実績順

※添加物は省略。

名 称	小麦粉
原材料名	小麦（輸入又は国産）

※小麦の産地は、平成〇年の取扱実績順

（大括り表示＋可能性表示が認められる条件例）



※ただし、このような原材料の調達を行う製品は、平成28年3月の事業者に対する調査（農林水産省によるヒアリング）からの推定では、かなり少ないと予想される。

6 義務表示の方法（例外4：中間加工原材料の製造地表示）

例外4

対象原材料が中間加工原材料である場合に、当該原材料の製造地を「〇〇製造」と表示する。

《中間加工原材料の製造地表示の方法》

- 対象原材料が中間加工原材料である場合に、当該原材料の製造地を「〇〇（国名）製造」と表示する。
- ただし、中間加工原材料である対象原材料の原料の産地が判明している場合に、「〇〇製造」の表示に代えて、当該原料名とともにその産地を表示することを妨げない。
- 複数の製造国の中間加工原材料を混合して使用する場合には、「可能性表示」などの表示を認める条件や誤認防止についての考えを準用する。

（製造地を表示）

名 称	清涼飲料水
原材料名	りんご果汁（ドイツ製造）、果糖ぶどう糖液糖、果糖

※添加物は省略。

名 称	チョコレートビスケット
原材料名	チョコレート（ベルギー製造）、小麦粉、砂糖、食用植物油、食塩

※添加物は省略。

名 称	食パン
原材料名	小麦粉（国内製造）、糖類、ファットスプレッド、米粉、パン酵母、脱脂粉乳、食塩、発酵種

※添加物は省略。

名 称	清涼飲料水
原材料名	りんご果汁（ドイツ製造又は国内製造）、果糖ぶどう糖液糖、果糖

※りんご果汁の産地は、平成〇年の取扱実績順

※添加物は省略。

（中間加工原材料の原料の産地を表示）

名 称	清涼飲料水
原材料名	りんご果汁（りんご（ドイツ、ハンガリー））、果糖ぶどう糖液糖、果糖

※添加物は省略。

名 称	チョコレートビスケット
原材料名	チョコレート（カカオマス（カカオ豆（コートジボワール、ガーナ、インドネシア））、砂糖…、ココアバター…）、…

※添加物は省略。

7 共通事項

《誤認防止》

- 使用割合が極めて少ない産地については、消費者の誤認が生じないように、例えば、割合を表示する、又は、〇〇産と表示しないなどの表示方法を講じる。

《現行の表示方法》

- 既に原料原産地表示が義務付けられている22食品群と4品目の現行の表示方法を維持する。

《おにぎりののり》

- おにぎりののりについて、原料原産地表示の対象とする。

《表示媒体》

- 消費者は産地情報の入手に当たって、容器包装の表示を参考としている場合が多いことから、義務表示は容器包装への表示により行うものとする。
- 補足的にインターネットなどにより詳細な情報開示を行うため、事業者は自主的な情報開示に努めるものとする。

《書類の備置き》

- 過去の使用実績等の根拠となる書類の備置き等を必要とする。

(インターネットによる情報提供のイメージ)

名 称	ポークソーセージ
原材料名	豚肉（国産又は輸入）、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料

※豚肉の産地は、平成〇年の取扱実績順

※主要な原料の産地の詳細については、〇〇ホームページ、お客様相談室にお問合せください。

※添加物は省略。

8 その他

《経過措置》

- 食品表示基準の改正に当たっては、施行時期について、一定の周知期間をおくこととする。

《消費者教育の推進》

- 新たな原料原産地表示制度について、消費者教育の推進を行うこととする。